

# みどり青申

第93号



一般社団法人

みどり青色申告会

会長 平野 稔

〒227-0064 横浜市青葉区田奈町13-17

TEL 045-989-5011

FAX 045-989-5022

予約TEL 050-3719-5607

e-mail: midori-airo@nifty.com

ホームページ: 'みどり青色' で検索

編集 広報委員会



あおいろくん



## 新年のご挨拶



一般社団法人 みどり青色申告会  
会長 平野 稔

令和5年、新年のご挨拶を申し上げます。

この3年間、コロナ禍にあって際だった行動がとれずにいましたが、昨年からウィズコロナの方針に切り替え、徐々にバス旅行、区民まつり、研修会などを開催致しました。

さて、予約制が定着した一方で、横浜農協の新体制による確定申告については、今後も体制整備をしていくこととなります。税制改正については、インボイス制度、電子帳簿保存法、事業所得と雑所得の区分の整理、記帳不備対象への加算税等、畳み掛けるように公布があり、事務局へ些か疲労感が押し掛かっています。

緑税務署、東京地方税理士会緑支部をはじめとした皆様、他友誼団体の皆様には、引き続きのご支援を賜りますよう宜しくお願い致します。

会員の皆様には、円滑で早期の確定申告をお済ましの上、この一年のご健勝と事業の発展を祈念申し上げます。



緑税務署  
署長 佐近 太

新年明けましておめでとうございます。

みどり青色申告会の会員の皆様には、令和5年の新春を健やかに迎えの心からお慶び申し上げます。

旧年中は、3年振りに開催された区民まつりなどでの広報活動や、租税教室などの社会貢献活動により、正しい税知識の普及と納税道義の高揚にご尽力いただいておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、まもなく令和4年分の確定申告の時期を迎えます。確定申告事務が円滑に進むよう職員一丸となって努めてまいりますので、相談会場における「青色コーナー」への従事やインボイス制度の周知などについて、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

新年が、みどり青色申告会の会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄の年になりますよう、心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

### 新年号のトピックは...

- 確定申告期間の事務局の対応(P.2-3)、持参するもの(P.5)
- 決算書作成で注意したいチェックポイント(P.6-7)
- その申告、青色申告の特典を受けられないかも!?(P.8)

確定申告に  
向けたご案内が  
盛りだくさん!

# 令和4年分確定申告期間の事務局の対応(完全予約制度)について

## ● 相談日程表・提出期限

- 所得税確定申告相談会 提出期限:令和5年3月15日(水)
- 消費税確定申告相談会 提出期限:令和5年3月31日(金)

所得税、消費税ともに  
提出期限(最終日)の受付は午前中まで

令和5年1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23 所得税 予約相談開始	24	25	26	27	28
29	30	31				

2			
日	月	火	水
			1
5	6	7	8
12	13	14	15
19	20	21	22
26	27	28	

## ● 開始時間 (所得税)

- ①9:00 ②9:50 ③10:40 ④11:30 ⑤12:20
- ⑥13:10 ⑦14:00 ⑧14:50 ⑨15:40 ⑩16:35 ※電話受付のみ

※受付において、検温を行いますので、5~10分前にご来所ください。(朝の開門は10分前)  
 ※④~⑥は交代制による昼休みのため、⑩は通常の営業時間外にかかるため、予約枠数が少なくなります。  
 ※スペースの都合上、待合席は少数となります。

ご相談時間は、おひとりさま 最大 **45** 分間となります。

## ● 予約受付・変更

### ①WEB、来所

当会ホームページに予約サイトを公開中

※**受付**:前日の正午まで **変更・キャンセル**:原則予約日の2営業日前まで  
 それ以降はお電話にて承ります。



### ②電話

予約受付・変更 専用電話 ※平日 午前9時~午後5時

050-3719-5607 または 080-9566-8518

※繋がらない場合には恐れ入りますが時間または日にちをおいてから再度お掛け直してください。

→メモ

(予約の際にご記入ください)

予約日		時間	
月	日( )	時	分~



(一社)みどり青色申告会

045-989-5011

予約 TEL 050-3719-5607

080-9566-8518

平日 午前9時～午後5時

月	木	金	土
	2	3	4 午前のみ
	9	10	11
	16	17	18 午前のみ
	23	24	25 午前のみ

3月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 代理送信 受付終了	4 午前のみ
5	6 有料1回 2,000円	7	8	9	10	11
12	13	14	15 所得税最終 午前のみ	16 特別休暇	17 消費税 予約相談開始	18
19	20	21	22	23	24	25 午前のみ
26	27	28	29	30	31 消費税最終 午前のみ	

● ご予約に際しての注意事項

- **ご相談は、所得税・消費税それぞれ1回で完了できるようご準備ください。**  
複数回のご相談は、有料です。  
予約日にご来所いただけなかった場合、当日に忘れ物や不備などで終了しなかった場合、提出後に誤りを発見した場合(訂正申告)により、複数回のご相談となった際には別途料金を頂戴致します。
- **有料!** 所得税申告 3回目以降 2,000円  
消費税申告 2回目以降 2,000円
- **所得税確定申告期限間際のご相談は、有料です。**
- **有料!** 3月6日(月)～15日(水)の相談は、1回 2,000円を承ります。
- **準会員(ご家族等)のご相談がある方**  
準会員はご予約いただけなかったため、正会員のご相談を含め45分間となります。(超過の場合には別途ご案内)
- **消費税課税事業者の方は、消費税確定申告相談会も同時にご予約ください。**  
期間:3月17日(金)～31日(金) (ご相談時間:簡易課税 30分間、一般課税 50分間)  
※軽減税率制度により集計が複雑化しているため、所得税確定申告相談と別日になります。
- **この期間はインボイス制度についてのご相談、登録申請は承ることができません。**
- **変更、キャンセルは必ずご連絡ください。(原則:予約日の2営業日前まで)**
- **担当者の指名には応じかねます。**
- **感染クラスター防止のため、ご来所の際は必要最小限の人数でお願い致します。**
- **遅刻や、忘れ物にご注意ください。**  
遅刻(駐車場の混雑等により予約時間に遅れた場合含む)、忘れ物(USBにデータが入っていない場合を含む)があっても時間の延長はできかねます。(終了時間は当初の予定通り)  
※到着時間によっては、予約時間を無効とさせていただきます場合がございます。

※令和4年12月以降の入会者は、別途ご案内致します。

# 会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用の皆さまへ

☆ブルーリターンA 2023バージョンアップ版ソフトを必ずインストールしてください。

※「インターネット環境でのご利用(推奨)」に設定された方は、インターネットを介した『自動ダウンロード方式』となります。(1月中旬頃公開)

※「インターネット未接続でのご利用」の方は、1月中旬～下旬頃CDが送付されます。(ソフトインストールのサポートは対応できかねます)

※バージョンアップを行うことで、データが消えることはありません。引き続き会計年2022の操作を行うことが出来ます。

☆入力済データは必ずバックアップをしてUSBメモリ等でご持参ください。

※ご相談時はパソコンの持ち込みNG(コロナ対策としてアクリル板を挟んでの対応となるため)



## ご相談にあたっての注意事項

土地・建物や先物取引、FX、暗号資産、特定口座以外の株式の売却などの申告がある方は、申告会でご相談を承ることはできません。事務所にて事業所得、不動産所得などの青色申告決算書や確定申告書(第一表、二表)をご準備の上、A、Bのいずれかにてご相談ください。

**A. 税務署へ相談**  
(税務署の確定申告会場の案内はP.8をご参照ください。)

詳しくはこちらのQRコードをご覧ください。

**B. 税理士へ相談**  
(有料 申告会より会員の税理士をご紹介します。)

7月25日に開催された理事会決議により、公募することと致しました。皆様のご協力をお願い致します。

## 当会移転先の事務所を探しています!

現在の田奈駅の事務所が手狭となってきたため、右記の条件で移転先を探しております。有力な情報がございましたら事務局までご連絡ください。



場所: 横浜市青葉区(田園都市線沿い) 条件により緑区、都筑区も可能

立地: 駅より徒歩7分以内(不動産募集要項上)

面積: 200㎡ ~ 300㎡(60.5坪) ~ (90.75坪)

## 予約制 4月以降の事務局への記帳相談予約について

予約受付

● WEB(PC、スマホ、タブレット)

令和5年3月1日(水) 午前9時~

- ※4月以降は利用する日の2ヶ月前の日から予約できます。
- ※税理士による税務相談、不動産に関する相談(詳細はP.10)についてもWEB予約できます。
- ※ご予約には会員番号、パスワードが必要です。



↑スマホ  
タブレットは  
こちら

● 電話・来所

令和5年3月17日(金) 午前9時~

※所得税の確定申告期間終了後より承ります。ご理解をお願い致します。

予約TEL:050-3719-5607  
午前9時~午後5時

ご予約のうえ、  
ご来所ください。





# 令和4年分確定申告の際に持参するもの

チェック欄	区分	提出	名称	内容
<input type="checkbox"/>	決算		通帳・借入金残高	日々の実際有高と帳簿残高の金額を合わせて下さい。
<input type="checkbox"/>			月別総括集計表 合計残高試算表	月間、年間合計は必ず記入して下さい。
<input type="checkbox"/>			令和4年末棚卸明細	年末に商品等の在庫がある方は棚卸しを行い、期末在庫の明細書を作成のうえ、金額を合計して下さい。
<input type="checkbox"/>		○	令和4年分の決算書	控用決算書に月別の売上、必要経費の科目ごとの合計額を記入して下さい。 <b>注意：前年e-Taxで送信した方、送付不要とされた方には届きません。</b>
<input type="checkbox"/>	消費税	○	令和4年分の確定申告書	下書き用申告書(手引きの最終ページ)の分かる箇所を記入して下さい。 <b>注意：前年e-Taxで送信した方、送付不要とされた方には届きません。</b>
<input type="checkbox"/>			確定申告のお知らせハガキ 又は納付書同封お知らせ通知書	令和5年1月下旬に送付された場合は、忘れずにご持参ください。 ※税務署から送付された書類は全てお持ちください。
<input type="checkbox"/>	所得税の確定申告		源泉徴収票(公的年金など含む) 支払調書	令和5年1月末頃までに支払い元の事業者、日本年金機構、生命保険会社等から送付されます。 <b>公的年金は改定や振込通知書との取り違えにご注意下さい。</b>
<input type="checkbox"/>		○	医療費の明細書又は通知書	領収書から明細書を作成し添付します。「医療を受けた方の氏名」、「病院、薬局などの支払先の名称」毎に合計して記入できます。
<input type="checkbox"/>			国民健康保険の通知ハガキ	令和5年1月末頃に区役所より送付されます。 <b>令和4年中に支払額が不明の場合には、事前に区役所へお問い合わせ下さい。</b>
<input type="checkbox"/>		○	国民年金(年金基金) 保険料控除証明書	令和4年11月上旬に日本年金機構より送付されます。添付が義務となっていますので、ハガキが見当たらない場合には日本年金機構へご請求ください。
<input type="checkbox"/>		○	小規模企業共済支払証明書	中小企業基盤整備機構より令和4年12月初旬にハガキが送付されます。
<input type="checkbox"/>		○	生命・地震保険料控除証明書	保険会社より送付されます。
<input type="checkbox"/>			配偶者の所得確認書類の写し	配偶者特別控除の適用がある場合には、配偶者の源泉徴収票等の書類をご持参下さい。 <b>注意：高額所得者を除き、38万満額控除の要件が緩和されました。</b>
<input type="checkbox"/>		○	その他必要な物(証明書など)	寄附金控除証明書 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書など
<input type="checkbox"/>	署名		マイナンバーカード	e-Taxで申告をする方(代理送信する方は除く) <b>注意：電子証明書の有効期限(5年間)をご確認ください。</b>
<input type="checkbox"/>			暗唱番号(パスワード)・利用者 識別番号等を控えた用紙	e-Taxで申告する方 <b>マイナンバーカードの利用には、交付の際にご自身で設定したパスワードが必要です。</b>
<input type="checkbox"/>	納税		納付書(所得税・消費税)	所得税・消費税の振替納税をご利用でない場合に、税務署より送付されます。
<input type="checkbox"/>			還付先口座	所得税・消費税が還付となる場合には、還付先の口座がわかるもの(屋号のない、申告者ご本人名義の口座に限ります)
<input type="checkbox"/>	その他		前年分、前々年分の申告書、 決算書	確定申告書(控)・決算書(控)
<input type="checkbox"/>			決算までの自己チェック表	本紙P6,7「決算書作成で注意したいチェックポイント!」をご確認ください。
<input type="checkbox"/>			帳簿類	ブルーリターンAをご利用の方は、令和4年12月末まで入力済のデータ(USBメモリ等)
<input type="checkbox"/>			車両などの売買契約書等	令和4年中に車など資産の購入、買換えがあった場合

## マイナンバーカードを取得した方へ

確定申告当日はカードとパスワードをご持参ください。

(①数字4桁のもの、②アルファベット+数字の組み合わせ6~16桁もの の2種類)



決算書作成で注意したい

☑ チェックして申告  
当日に持参しよう!

# チェックポイント!

## 事業所得編



チェック	売上 (収入) 金額
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未収入の売上 (売掛) の計上漏れはありませんか? →実際に代金を受け取っていなくても、年内に金額の確定したものは売上とします。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飲食業や小売業などで商品を扱っている方は、家事 (事業) 消費を計上していますか? →仕入れた商品・材料を家事 (事業) で消費したときには売上金額 (自家消費) に加算します。(通常販売価格の70%又は仕入金額のいずれか多い額)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所得税が源泉徴収される売上を手取り額で計上していませんか? →所得税が源泉徴収される前の金額によって計算し、源泉所得税は確定申告で精算します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コロナ関連の給付金はごさいませんか? →感染拡大防止協力金、月次支援金、雇用調整助成金、事業復活支援金などは雑収入となります。※消費税の課税対象とはなりません。</li> </ul>

チェック	仕入金額
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未払いの仕入 (買掛) の計上漏れはありませんか? →売上と同様に納品を受けているものは、代金が未払いでも仕入金額に加算します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年末の棚卸は行いましたか? →年末に商品・材料ごとに棚卸を行い、棚卸表を作成します。 数量と最終仕入原価を掛け合わせて計算した金額は、売上原価から除きます。</li> </ul>

チェック	必要経費
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家事上の費用 (所得税、住民税、健康保険料、罰金など) を経費にしていませんか? →必要経費になりません。 ただし、税金のうち、個人事業税や消費税 (税込経理の場合) は経費となります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家事関連費 (水道光熱費、地代家賃、通信費、車両関係費等) が全額経費になっていませんか? →全額を経費に含めている場合には、家事使用分を按分するなどして経費から除きます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車などのローンの返済額が計上されていませんか? →元本部分は経費に計上できません。取得価額により減価償却費の計算を行います。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●減価償却の計算は正しくされていますか? →10万円以上の備品や機械などは、減価償却費の計算が必要です。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専従者給与は適正ですか? →専ら事業に従事していること、届出額の範囲内で、従事内容や他の使用人の給与などから見て妥当な額を実際に支払っていることが要件です。</li> </ul>

## 決算相談会実施中!

令和5年1月20日(金)まで  
土日祝日、年始(~1月3日)、12日午後を除く

- 決算整理の帳簿上の処理 確定申告期間中の記帳(入力)相談はお受けしていません。
- 年末の前払いや未払いの経費の取扱い 確定申告前の最後の相談期間です。
- 棚卸しの仕方
- 確定申告当日の持ち物確認 など

相談  
時間

午前: 9時、10時、11時~  
午後: 1時、2時、3時~

予約 TEL

050-3719-5607

予約サイト

<https://midori-airo.revn.jp/>



**チェックして申告当日に持参しよう!**

**不動産所得編**



チェック	賃貸料
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約等で年内に受け取るようになっていない未収家賃の計上漏れはありませんか？                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➔ 実際に代金を受け取ってなくても、その年の賃貸料に計上します。</li> <li>➔ 但し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う賃料の減額、免除を行った場合、借主と覚書を取り交わしているなど確認が出来るときは、賃貸料に計上しないこととなります。</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 預り敷金のうち、入居者退去などに合わせて返還不要となった部分の計上漏れはありませんか？                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➔ 収入金額のうち、その他収入に計上します。</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自販機設置の手数料収入、電柱の土地賃貸料などはありませんか？                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➔ 建物の賃貸でなくとも、不動産の収入として考えます。売電収入があった場合も収入に計上します。(貸付部分以外は申告書の雑所得へ計上)</li> </ul> </li> </ul>

チェック	必要経費
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貸付部分以外（ご自宅など）の固定資産税や修繕費用が計上されていませんか？                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➔ 家事使用分を按分するなどして、ご自宅部分などは経費から除きます。</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 修繕費のうち、20万円以上の支出はありませんか？                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➔ 資産価値を高める改修工事等として、減価償却費の計算が必要な場合があります。詳細は事務局までご相談ください。</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 火災（地震）保険料のうち保険期間10年（5年）などの、保険料はありませんか？                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➔ 保険期間が1年契約でないものは、月割計算を行います。</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 借入金利子は適正ですか？                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➔ 元本の返済額は経費にできません。貸付部分の利子のみ計上します。また、損失がある場合、損失の金額に土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分がある場合、その部分は不動産所得以外の所得との損益通算はできません。</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業的規模（5棟10室以上）がないのに専従者給与を計上していませんか？                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➔ 他に事業所得がなく、事業的規模がない場合には専従者給与は計上できません。</li> </ul> </li> </ul>

**記入漏れを防ぐため、前年分と見比べましょう。**  
**当日は前年分、前々年分の決算書・申告書の控えもご持参ください。**

**祝 竣工** 会館竣工記念 特別キャンペーンのご案内

県内初！パナソニック ホームズ(株)施工  
 青色申告会館 『鶴見青色申告会館』が完成！

既存の会員様特典に加え、  
 新築・建て替え/修繕・リフォーム/不動産管理・売却  
**特別特典をご用意しました!**  
 詳細は同封チラシをご確認ください!

こだわりポイント  
 強靱な重量鉄骨を採用した5階建て! など

ご相談の際には  
 『会員』である旨お伝え下さい! / あなたの誇りを建てる。  
**Panasonic Homes**

安心 安全 国がつくった  
**小規模企業共済**  
 こんな悩みにお応えします

退職金の準備が  
 中小規模の  
 お手伝いします

制度の特長

- 1 経営者のための  
**退職金制度**  
 廃業後の生活資金をあらかじめ準備しておく共済制度。
- 2 掛金は  
**全額所得控除**  
 掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除。
- 3 受取時も  
**税制メリット**  
 共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」。

共済相談室 TEL 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

**チャットなら24時間いつでも質問!**

Be a Great Small 中小規模 小規模共済 検索



# その申告、青色申告の特典を受けられないかも!?

これまでも個別の税務調査などを通じ、「事業所得と認められないもの」は、「雑所得(業務)」として取り扱われることがありましたが、10月7日の国税庁の改正通達の発表により、それらの区分がより明確化されました。

この改正は令和4年分の所得税確定申告から適用され、雑所得(業務)とされる場合には、青色申告の特典である「損益通算」、「青色申告特別控除」等について、適用ができなくなります。

(参考) 事業所得と業務に係る雑所得等の区分(イメージ)

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	概ね事業所得	概ね業務にかかる雑所得
300万円以下		業務に係る雑所得 <small>*資産の譲渡は譲渡所得・その他雑所得</small>

## ▼みどり青色申告会主催税務研修会「電子帳簿保存法の改正と記帳・書類の保存義務」資料から引用

- ・本業か副業で区別するのではなく、記帳・帳簿保存があれば、社会通念により事業所得の判断をします。
- ・ただし、記帳・帳簿保存がされている場合であっても、例えば次のような場合は、個別の判断により雑所得(業務)と判断されてしまいます。

- ①その所得の収入金額が僅少と認められる場合  
例年、収入が300万円以下、かつ、主たる収入の10%未満である場合
- ②その所得を得る活動に営利性が認められない場合  
例年、赤字で、かつ、赤字を解消するための営業活動等を実施していない場合 など

還付申告の対応 (国税局)



## 緑税務署からの確定申告のお知らせ

申告書作成会場開設日 令和5年2月3日(金)～(入場整理券制)

受付時間 8時30分～16時00分 相談時間 9時15分～17時00分

問合せ先 ☎045-972-7771(代表) 〒225-8550 横浜市青葉区市ケ尾町 22-3

※申告書作成会場は、3月は大変混雑するため、2月末までにお越し下さい。

※緑税務署には、ご利用可能なコピー機はありません。ご了承ください。

入場整理券  
事前発行は  
こちら



<一般社団法人みどり青色申告会担当>  
がん・医療福利厚生制度 募集代理店

株式会社 マイペース

お問い合わせはこちらから! →

0120-788-766



〒226-0011 横浜市緑区中山1-27-6 シロタ中山ビル2F  
TEL 045-938-6070 FAX 045-938-6072  
URL <https://mypace.co.jp/> E-mail [sales@mypace.co.jp](mailto:sales@mypace.co.jp)

(一社) みどり青色申告会の

## 葬儀支援サービス

新たな手続きは不要!



制度運営 株式会社全国儀式サービス

### 葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に必要な品目やサービスを「基本セット」(首都圏平均50万円)として26.4万円(税込)でご利用になれます。\*2018年7月からご利用料金が変わりました。

24時間365日、お電話1本で全国のご葬儀を手配

事前のご相談も承ります。



0120-421-493

この制度は、事前にお電話いただかないとご利用になれません。



### 令和4年度 納税表彰受彰報告

令和4年11月9日 メロンディアあざみ野

#### 【緑税務署長表彰】

田村 昭氏(理事) 山本 茂氏(監事)

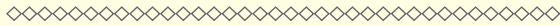
#### 【緑税務署感謝状贈呈】

才野 知裕氏(理事) 萩原 ふじ氏(監事)

#### 【みどり青色申告会 会長表彰】

富永 恵治氏(理事) 萩原 ふじ氏(理事)

#### 【神奈川県緑税事務所長表彰】津本 晃氏(理事)



令和4年12月16日 青葉区役所

#### 【青葉区納税奨励表彰】大西 英二氏(理事)



## 3区のおまつりに出店!

昨年11月3日、3年ぶりのおまつり(中山まつり、青葉区民まつり、都筑区民まつり)に出店し、子ども向けゲームの出店と申告会および税情報の広報を行いました。

この活動は会員の中からのボランティアによるもので、参加者同士の交流も深まりました。ご協力いただける方は事務局までご一報ください。



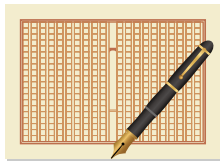
## 中学生の「税についての作文」

(一社)みどり青色申告会 会長賞

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁の共催の募集により、緑税務署管内の中学校から多数の応募がありました。

当会は、11月16日横浜市立中川中学校 山本紫野さんの作文『当たり前に感謝を』を表彰致しました。

おめでとうございます。



## 租税教室を開催!

黒須田小学校 6年生(12月16日(金))

小学生に税の大切さについてしっかり考えてもらうため、例年、青年部員が講師のもとで租税教室を開催しています。

世界の消費税率やその他の様々な税金の種類とその使いみち、納め方などを勉強し、生徒たちに税のしくみについて学んでもらっています。

青年部では地域の小学生へ向けた租税教育のほかにも、様々な活動を行っています。 **部員募集中!**



## 横浜市からのお知らせ

令和5年1月から、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)で、**継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になります!**

【対象】軽3輪自動車及び軽4輪自動車

【注意】納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。車検をお急ぎの場合は、金融機関又はコンビニエンス・ストアの窓口でお支払いいただき、納税証明書を取得してください。

横浜市 納税証明書

検索

## 会員のお店紹介

随時募集しておりますので 事務局までご連絡下さい(初回無料)

「始まりはお客さまから」  
困った時に選ばれる介護タクシー・民間救急搬送でありたい!

ポノとは、地球上のすべてのことが本来あるべき、調和のとれた状態のこと。そんなポノに少しでも近づいていただきたい...



ケアポノ代表 松村 登茂巳

料金案内			
	基本介助料	器材使用料	メーター料金
車いすご利用の場合	¥1,100	無料	
リクライニングご利用の場合	¥2,200	¥2,000	
ストレッチャーご利用の場合	¥2,200	¥4,000	
※予約料 ¥400			



07-331-0831

関東陸運局許可運賃(送車料含む)

07-331-0831

07-331-0831

07-331-0831

07-331-0831

07-331-0831

07-331-0831

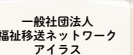
07-331-0831

07-331-0831

07-331-0831

07-331-0831

07-331-0831



一般社団法人 福祉移送ネットワーク アイラス

※アイラスグループとは? 一般社団法人福祉移送ネットワークアイラスが、各事業者と情報提供をし、ご利用者様に代わって配車予約などの手続きを行います。

介護タクシー・民間救急搬送 ケアポノ 080-3716-0719 〒226-0028 神奈川県横浜市緑区いぶき野31-27 FAX: 045-983-3323 Mail: matsusan0107@gmail.com

